

連載トピックス

ストレスチェック制度のスタートに備えて③



平成 27 年 12 月 1 日から「ストレスチェック制度」がスタートしました。ストレスチェックを行う義務がある企業（従業員数 50 人以上）では、28 年 11 月 30 日までの間に、対象となる労働者について 1 回目のチェックを行う必要があります。今回は、役割分担を中心に、重要事項を紹介します。

ストレスチェック制度の実施体制・役割分担

まず、ストレスチェックから面接指導までの大まかな流れを確認しておきましょう。

- ① 質問票を労働者に配布し記入させる
(ITシステムを利用してオンラインで実施することも可能) [右参照]
- ② 質問票の回収
- ③ 回収した質問票をもとに、医師などの実施者がストレスの程度を評価
- ④ 高ストレス者には医師の面接指導を実施
- ⑤ 結果の通知・保存

質問票のイメージ

	そ う だ	そ ま あ だ	ち や が や う	ち が う
あなたの仕事についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。				
1. 非常にたくさんの仕事をしなければならない	1	2	3	4
2. 時間内に仕事が処理しきれない	1	2	3	4
⋮				
最近 1 か月間のあなたの状態についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。				
1. 活気がわいてくる	1	2	3	4
2. 元気がいっぱいだ	1	2	3	4
⋮				
あなたの周りの方々についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。				
次の人たちはどのくらい気軽に話ができますか？				
1. 上司	1	2	3	4
2. 職場の同僚	1	2	3	4
⋮				

①～⑤がスムーズに行えるよう、次のように、それぞれの役割を果たす者を取り決めておく必要があります。

- ・ 制度全体の担当者
事業所において、ストレスチェック制度の計画づくりや進捗状況を把握・管理します。
- ・ ストレスチェックの実施者（ストレスチェックを実施する者）
医師、保健師、厚生労働大臣の定める研修を受けた看護師・精神保健福祉士の中から選ぶ必要があります。
外部委託も可能です。
- ・ ストレスチェックの実施事務従事者（実施者の補助をする者）
質問票の回収、データ入力、結果送付など、個人情報を取り扱う業務を担当します。外部委託も可能です。
- ・ 面接指導を担当する医師 ※一人がいくつかの役割を兼ねることも可能です

たとえば、質問票の回収については、医師などの実施者（または実施事務従事者）が回収する必要があり、第三者や人事権を持つ者が、記入・入力の終わった質問票の内容を閲覧してはならないことになっています。役割分担を明確にしておかないと、法令違反になる可能性があります。

詳しくは、当社にご相談ください。

平成 28 年から、様々な制度改正が行われます。以下で、主に、企業における給与計算などの実務に影響がある改正事項を紹介いたします。

税制・社会保険制度の主な改正の動向

<税制（源泉所得税関係）>

- ・ 税務関係書類に個人番号又は法人番号の記載が必要……平成 28 年 1 月 1 日～
- ・ 給与収入 1,200 万円超の場合の給与所得控除額の上限を見直し……平成 28 年 1 月 1 日～

概要：	平成 27 年	平成 28 年
給与所得控除額	・ 給与収入 1,000 万円超 1,500 万円以下 → 収入金額 × 5% + 170 万円 ・ 給与収入 1,500 万円超 → 245 万円	・ 給与収入 1,000 万円超 1,200 万円以下 → 収入金額 × 5% + 170 万円 ・ 給与収入 1,200 万円超 → 230 万円

- ・ 非居住者である親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合には、当該親族に係る親族関係書類及び送金関係書類を提出又は提示が必要……平成 28 年 1 月 1 日～

<雇用保険制度等>

- ・ 被保険者関係の一定の書類又は適用事業関係の一定の書類や労働保険料の申告書などの書類に、個人番号又は法人番号の記載が必要……平成 28 年 1 月 1 日～

予定 平成 28 年度からの雇用保険率の引き下げを予定
また、65 歳以上の雇用保険の適用拡大・免除対象高年齢労働者の見直しなどの議論も開始されています。

<健康保険制度>

- ・ 標準報酬月額の上限の引き上げ、標準賞与額の上限の引き上げ……平成 28 年 4 月 1 日～

概要：	～平成 28 年 3 月	平成 28 年 4 月～
標準報酬月額の上限	第 47 級 121 万円	第 50 級 139 万円
標準賞与額の上限	年度の累計で 540 万円	年度の累計で 573 万円

- ・ 一般保険料率・介護保険料率の引き上げ……例年、3 月分から

[参考] 傷病手当金の支給額の見直し……平成 28 年 4 月 1 日～

概要：	～平成 28 年 3 月	平成 28 年 4 月～
傷病手当金の支給額 (1 日当たり)	直近の月の標準報酬月額 の 30 分の 1 × 3 分の 2	原則、直近 1 年間の標準報酬月額 の平均額の 30 分の 1 × 3 分の 2

<厚生年金保険制度>

- ・ 保険料率の引き上げ……9 月分から

365 日の誕生花・花言葉

1 月 6 日



カーネーション (ピンク)
花言葉：熱愛
カーネーションの語幹の「carn」は「肉」を表し、「carnival: 謝肉祭」などの語幹と同じ。carnation はイタリア語で「肌色 (淡紅色)」の意味です。

BrainStar
株式会社 ブレインスター
代表取締役 上田 正順
〒862-0949 熊本市中央区国府 1-13-5 2F
TEL:096-211-6055 FAX:096-211-6065
URL:http://brainstar.jp

福岡市保育協会にてマイナンバー研修を行いました！

日 時：平成 27 年 12 月 10 日

会 場：福岡市福祉市民プラザ

講 師：上田 正順



12月10日に福岡市福祉市民プラザにて福岡市保育協会主催による「マイナンバー制度導入対策とその他法改正対応のための労務管理」と題しましてマイナンバー研修会を実施いたしました。当日は雨天の中、保育園園長を始め多くの関係者の方々にご足労いただき改めてお礼を申し上げます。

いよいよ来年1月の施行が目前に迫ったマイナンバー制度。参加された皆様はマイナンバーに関し書籍や研修などで一通り勉強はされていると思います。今回の講演は、復習の意味も兼ねてマイナンバー制度の概要や趣旨を改めて説明させていただいた後に、再来年9月3日に施行される新個人情報保護法について、更に、昨今、頻発している番号制度を利用した詐欺事件などの事例を主に紹介しました。

このマイナンバー制度を利用した詐欺は特に高齢者の方々が多く被害にあわれています。市の職員を装った人に「あなたの番号と家族構成を教えてください。」と言われマイナンバーや家族情報を伝えたなど、「あなたの個人情報が漏えいしています。削除しますので取消料を払って下さい。」など現実に数百万規模の被害も出ています。この事例のように、市の職員がマイナンバーや家族構成を訪ねてくることなどありませんので、身近に高齢者の方がいましたら注意を促すなど協力をして頂きたいと思います。

また、今現在すでに多くの方が簡易書留により通知カードを受け取っているかと思えます。この通知カードは平成28年1月以降、順次、社会保障や税など、各種行政手続きの際にマイナンバーを提示する必要がありますので、届いた通知カードは無くさない、人に見せないなどを徹底して厳重に保管して頂きたいと思えます。

マイナンバー制度により公正公平な利便性の高い社会がやって来ます。しかし、その明るい社会を迎える前に知っておくべきこととして最低限の知識は必要だと思えます。平成29年には昨年9月3日に改正された個人情報保護法が施行されます。これにより益々、個人情報の重要性が高まります。今回の講演を機に参加された方々が職員様や周りの方々とOJTなどを通じて知識を共有し便利で安全なマイナンバー社会を迎えて頂けるよう、弊社も努力して参ります。

今回、講演に参加された方々には申しましたが、弊社はマイナンバーに関する書式等も取り揃えております。マイナンバーでお困りのことや書式についての質問などありましたら是非、ご連絡ください。



フレインスター忘年会



平成27年12月28日に、熊本の老舗中華料理店 紅蘭亭様にてフレインスターの忘年会を実施しました。

当日は、1年間を無事に終えたみんなの頑張りを労わる上田の挨拶で会が始まりました。

大掃除でいい汗をかいた上においしい中華料理とビールに紹興酒、さらに豪華商品をかけたくじ引き、じゃんけん大会でおおいに盛り上がりました。

普段はゆっくり話す機会がない者同士も、お酒を介しても楽しい時間を過ごしました。

一致団結、新年度も頑張るぞと決意を新たに非常の良い会となりました。



お仕事カレンダー

1/10

- 一括有期事業開始届の提出（建設業）
主な対象事業：概算保険料160万円未満かつ請負金額が1億8000万円未満の工事
- 12月分の源泉所得税、住民税特別徴収税額の納付

1/20

- 源泉所得税の特例納付（7月～12月分）

1/31

- 12月分健康保険料・厚生年金保険料の支払
- 労働保険料の納付（延納第3期分）
- 労働者死傷病報告書の提出（休業4日未満の10月～12月の労災事故について報告）
- 税務署へ法定調書（源泉徴収票・報酬等支払調書・配当・剰余金の分配支払調書・法定調書合計表）の提出
- 市区町村への給与支払報告書の提出
- 11月決算法人の確定申告・5月決算法人の中間申告
- 2月・5月・8月決算法人の消費税の中間申告

